

コーポレートガバナンス・ガイドライン

第1章 総則

(目的)

第1条 本ガイドラインは、「紀陽フィナンシャルグループの経営理念」に基づき、当行が最良のコーポレートガバナンスの実現を通じて、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的とする。

(コーポレートガバナンスの基本的な考え方)

第2条 当行は、「紀陽フィナンシャルグループの経営理念」を具現化するため、あらゆるステークホルダーの立場を踏まえた透明・公正かつ迅速・果断な経営の意思決定をはじめとする「コーポレートガバナンスの充実」を経営上の重要課題として位置づけ、継続的に取り組む。

2 この実践に向けて、「紀陽フィナンシャルグループ行動憲章」及び「紀陽フィナンシャルグループ役職員行動規範」を制定し、全役職員が地域金融機関としての社会的責任と公共的使命を十分認識し、共通の倫理観や価値観を持ち、コンプライアンスを重視する企業風土の醸成に努める。

3 当行は、組織形態として監査等委員会設置会社を選択しており、社外取締役を含む監査等委員である取締役に、取締役会における議決権を付与することで、取締役の職務の執行に対する監査・監督機能の強化を図る。また、取締役会権限の一部を業務執行取締役等に対して委任することにより意思決定の迅速化を図ることで、企業価値を高め、コーポレートガバナンス向上に努める。

(本ガイドラインの位置づけ)

第3条 本ガイドラインは、株式会社東京証券取引所が定める「コーポレートガバナンス・コード」の趣旨を踏まえ、当行の役職員が最良のコーポレートガバナンスを実現するための行動指針とする。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主総会)

第4条 株主総会は、当行における最高意思決定機関であり、株主が適切に権利行使できる環境を整備する。

2 株主が株主総会議案について、十分な検討期間を確保し、適切に議決権を行使できるよう招集通知の発送を行うとともに、発送に先立ち、証券取引所ならびに当行ホームページでの招集通知の開示を行う。

3 また、株主の議決権行使にあたっての利便性確保のため、インターネットによる議決権行使や議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳などの環境整備を行う。

(株主の平等性の確保)

第5条 当行は、どの株主もその持分に応じて平等に扱い、株主間で情報格差が生じないよう適時適切に情報開示を行う。

(資本政策の基本的な方針)

第6条 地域金融機関としての公共性に鑑み、長期的に安定した経営基盤の確保や財務体質強化を目的とする適切な内部留保蓄積と、株主還元強化の両立を目指す。

2 収益力・資本効率等を示す指標を経営目標として掲げ、株式価値向上に努める。

(政策投資株式)

第7条 政策投資株式の保有方針については、地域金融機関としての「経営戦略上の必要性」や「取引先に対する営業戦略上の必要性」及び「取引の採算性」等を重視し、その保有意義が認められない場合は、取引先企業との十分な対話を経た上で縮減を進める方針とする。

2 取締役会は、全ての政策投資株式について、「資本コストやリスク・リターンを踏まえた中長期的な経済合理性」や「総合的な取引関係」等の保有意義を定期的に検証したうえで、個社別の保有方針を決定する。

<保有意義の検証方法>

①定量判定、②総合判定の順に個社別の保有意義を検証する。

①定量判定（当行の利益計画に基づく採算性指標（RORA（※））による判定）

※RORA（Return on Risk-Weighted Assets）

=（信用コスト・経費控除後）利益÷リスクアセット

②総合判定（預金・貸出金の取引状況や経営戦略上の観点など定性面等による判定）

3 議決権行使にあたっては、政策投資先の経営状況やガバナンスなどを考慮し、中長期的な企業価値向上の観点から、総合的に賛否を判断する。なお、中長期的な企業価値向上や株主価値に大きな影響を与える可能性のある以下の議案に対しては、当該企業との対話等を通じて賛否を判断する。

・取締役・監査役選任議案および退職慰労金贈呈議案

（一定期間に亘り赤字もしくは無配の場合、ガバナンス上の問題がある場合等）

・合併等の組織再編議案

・買収防衛議案 等

(関連当事者間の取引)

第8条 取締役の競業取引及び取締役と銀行間の自己取引・利益相反取引については、取締役会の承認決議を要するものとする。また、取締役会で承認された前述の取引についての重要な事実を取締役に報告するものとする。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

(株主以外のステークホルダーとの関係)

- 第9条 持続可能な社会の実現に向けた企業活動における基本的な考え方として「紀陽フィナンシャルグループ サステナビリティ基本方針」を制定する。本方針に基づきステークホルダーと当行グループ双方の持続可能性に重大な影響を及ぼす可能性のある課題をマテリアリティ（重要課題）と位置付け、中長期的な観点から経営と一体化した取組を推進する。
- 2 「紀陽フィナンシャルグループ SDGs 宣言」を表明し、事業活動を通じて SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献し、地域社会とともに持続的に成長していくことを目指す。また気候変動が与える影響の把握にも努め、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言に沿った取り組みや施策について、積極的に開示する。
 - 3 「良識ある企業市民」として、人権や地域環境を尊重しつつ、社会貢献活動に積極的に取り組む。
 - 4 当行内に「ダイバーシティ推進室」を設置し、女性の活躍推進など多様な人材を活用した企業価値の向上に取り組む。
 - 5 法令違反行為、不正行為等の早期発見と是正、コンプライアンス態勢の強化を目的に、公益通報者保護法および同法の民間事業者向けガイドライン等に基づき、当行の全役職員（行員・契約行員・パートタイマー・派遣行員）を利用対象者とする「内部通報制度」を定め、コンプライアンス統括部署や社外弁護士を通報窓口とし、情報の匿名性の保持や通報者の保護等、通報者にいかなる不利益も課すことのないよう適切な運用を行う。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(情報開示の充実)

- 第10条 公正かつ適時適切な情報開示を基本方針として制定している「ディスクロージャー・ポリシー」に従い、財務情報に加えて経営戦略やリスク管理等の非財務情報について、銀行法、金融商品取引法及びその他の法令に基づく開示はもとより、法令に基づく開示以外の自主的な情報開示の充実に努める。
- 2 開示情報は正確かつ平易で、利用者にとって有用性の高いものとなるよう努める。

(会計監査人)

- 第11条 会計監査人及び当行は、会計監査人が株主等に対して責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けて適切な対応を行う。
- 2 監査等委員会は、会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定するとともに、会計監査人に求められる独立性と専門性を有しているか否かの確認を行う。

- 3 当行は、会計監査人に対して、監査等委員会ならびに内部監査部門との連携の確保や、経営陣との面談機会の確保等、高品質な監査を可能とする監査環境の提供に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役及び取締役会の役割・責務)

第12条 取締役会は取締役全員をもって組織し、経営の基本方針を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 取締役及び取締役会は、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、効率的かつ実効的なコーポレートガバナンスを実現し、それを通じて当行が持続的に成長し、長期的な企業価値の最大化を図ることについて責任を負う。また、その責任を果たすため、取締役会は経営全般に対する監督機能を発揮して経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営計画等を通じて当行の目指すべき将来像を示しつつ、経営陣の指名・評価及びその報酬の決定、当行が直面する重大なリスクの評価及び対応策の策定、当行の重要な業務執行の決定等を通じて、当行のために最善の意思決定を行う。
- 3 取締役会は、経営意思決定の迅速化を図るため、重要な業務執行の決定の一部を業務執行取締役等で構成する「経営会議」へ委任することができる。委任の範囲については「職務権限規程」で適切かつ明確に定め、取締役会及び取締役はその業務執行状況を監督する。

(監査等委員である取締役及び監査等委員会の役割・責務)

第13条 監査等委員である取締役及び監査等委員会は、自らの役割・責務を果たすに当たって、株主に対する受託者責任を踏まえ、独立した客観的な立場において適切な判断を行う。

- 2 監査等委員会は、経営の監査・監督機能の中心的な役割を果たすべく、会計監査人や内部監査部門との連携を密にし、経営実態の把握に努める。
- 3 監査等委員である取締役は、取締役会において議決権を行使することで経営に対する監査・監督機能を発揮するとともに、経営会議、各種委員会等自らが出席する重要会議において、能動的かつ積極的に権限を行使し、必要があると認められるときは経営陣等に対して適切に意見を述べる。

(取締役会の構成)

第14条 取締役会の実効性を確保するため、定款で定める員数以内で必要な人数の取締役を選任する。

- 2 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスやジェンダーを含む多様性の確保に努め、当行の業務に精通した「社内取締役」と、社外での豊富な経験と知見を有し、独立した客観的な立場から実効性の高い監督を行う「社外取締役」で取締役会を構成する。

(取締役(監査等委員である取締役を除く)の資格・指名手続)

第15条 取締役(監査等委員である取締役を除く)は、以下の要件を充足する者とする。

- (1) 優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有していなければならない。
- (2) 高い倫理観をもち、法令等遵守に関し誠実にかつ率先垂範して取り組むとともに、善良なる管理者の注意をもってその職務を遂行しなければならない。
- (3) 定款及び株主総会の決議を遵守し、当行のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 前項を踏まえた取締役候補者については、第27条に定める指名諮問委員会の提言を受け、監査等委員会の意見を踏まえ、取締役会にて決定する。

(監査等委員である取締役の資格・指名手続)

第16条 監査等委員である取締役(以下監査等委員)は、以下の要件を充足する者とする。

- (1) 優れた人格、見識、能力及び豊富な経験を有していなければならない。監査等委員のうち最低1名は、財務・会計に関する適切な知見を有している者でなければならない。
- (2) 高い倫理観をもち、法令等遵守に関し誠実にかつ率先垂範して取り組むとともに、善良なる管理者の注意をもってその職務を遂行しなければならない。
- (3) 定款及び株主総会の決議を遵守し、当行のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

2 前項を踏まえた監査等委員候補者については、第27条に定める指名諮問委員会の提言及び監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会にて決定する。

(代表取締役の選解任に関する方針と手続)

第17条 当行は代表取締役の選定を最も重要な戦略的意思決定として位置付けており、指名諮問委員会の提言を踏まえ、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役に必要な資質・要件を備えた人物を、取締役会にて決定する。

2 代表取締役の解職については、著しい業績悪化や重大なコンプライアンス違反等代表取締役がその機能を十分発揮していないと認められる場合、指名諮問委員会の提言を踏まえ、取締役会にて決定する。

(経営の監督と執行)

第18条 独立社外取締役を複数名設置し、取締役会への参加、取締役会における発言、議決権の行使等を通じて独立かつ客観的な経営の監督の実効性の確保に努める。

(独立社外取締役の役割・責務)

第19条 独立社外取締役は、自らの知見・経験に基づき、特に以下の点について助言・監督を行う。

- (1) 経営の方針や経営改善について、当行の持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと。

- (2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと。
- (3) 当行と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること。
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役に反映させること。

(独立社外取締役の有効な活用)

第20条 当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するため、独立社外取締役には取締役会における議論への積極的な貢献が求められており、その実現のため、監査等委員会と内部監査部門やコンプライアンス統括部門との会合を定期的に開催する等、独立した客観的な立場に基づく情報交換・認識共有に努める。

(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

第21条 社外取締役候補者の選任にあたっては、職務の執行に必要な知見・経験や能力を有し、かつ、会社法に定める社外取締役の要件を満たしていることに加え、当行の事業課題に対する積極的な提言や問題提起、経営の監督機能を発揮するため、当行からの独立性の確保を重視する。

- 2 当行は、社外取締役の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たすことを前提とした、当行の独立性判断基準を以下のとおり定める。

<社外取締役の独立性に関する判断基準>

当行における社外取締役候補者は、現在及び原則として過去3年において、次のいずれの要件にも該当しない者であることを必要とする。

- (1) 当行を主要な取引先(※1)とする者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (2) 当行の主要な取引先(※2)、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (3) 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家等。
- (4) 当行を主要な取引先(※1)とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所の社員等。
- (5) 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (6) 当行の主要株主(※3)またはその者が法人等である場合にはその業務執行者。
- (7) 次に掲げる者(重要(※4)でない者を除く)の近親者(※5)。
 - A) 上記(1)～(6)に該当する者。
 - B) 当行またはその子会社の取締役、監査役、執行役員等及び重要な使用人等。

※1 当行から当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払いを受けた先。

- ※2 当行に対して当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払いを行った先。
- ※3 議決権所有割合10%以上の株主。
- ※4 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士。
- ※5 二親等以内の親族。

(取締役会の実効性についての分析・評価)

第22条 取締役会は、各取締役の自己評価などを踏まえ、毎年、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を適切に開示する。

(取締役会における審議の活性化)

第23条 取締役会の開催日程を1ヶ月以上前から調整・通知するなど、社外取締役を含め高い出席率の維持に努める。また、十分な事前準備のもと活発な議論が行われるよう、議決資料や報告資料は取締役会開催日の3営業日前を目処に配布するうえ、各取締役は取締役会前後の予定は極力排除し、十分な審議時間の確保に努める。

(情報入手と支援体制)

第24条 秘書室と監査等委員会室に十分な人数の担当者を配置し、通常業務における取締役の支援体制を整備する。

- 2 行内の課題やリスクについては、各種委員会に取締役が出席する等、情報の共有化に努める。また、当行は取締役がその職務を適切に執行するため外部専門家の助言を得る必要がある場合には、必要かつ適正と認められる費用を負担する。

(取締役のトレーニング)

第25条 取締役の就任時に、上場会社の取締役として期待される役割・責務、関連法令及びコンプライアンスに関する知識習得を目的とする研修を実施するとともに、就任後にも定期的に研修を実施し、変化する社会情勢や法令等に適合した高度な倫理意識を醸成するよう努める。また、自己研鑽を奨励し、必要に応じて外部機関が提供する機会の提供・斡旋を行うとともに、その必要費用について広く支援を行う。

- 2 なお、新任の社外取締役に対しては、当行の経営理念や経営戦略、業務内容などの知識を習得する機会も提供する。

(取締役の報酬)

第26条 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、第27条に定める報酬諮問委員会の提言を受け、監査等委員会からの意見を踏まえ、取締役会の決議により決定する。

- 2 監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で定められた報酬年額限度額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議により決定する。

- 3 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬体系は、役位などによる確定金額報酬、当期純利益（単体）を基準として決定される業績連動型報酬及び譲渡制限付株式報酬とする。
- 4 監査等委員である取締役の報酬体系は、固定報酬部分のみとする。

（指名諮問委員会及び報酬諮問委員会）

第27条 取締役会の任意の諮問機関として、指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を置く。

- 2 指名・報酬諮問委員会の各委員は取締役会の決議によって選任された取締役で構成する。両委員会は委員3名以上で構成し、うち独立社外取締役が過半数を占め、委員長は独立社外取締役とする。
- 3 指名諮問委員会は、以下の事項について審議し、取締役会へ提言を行う。
 - （1）取締役の選任及び解任に関する株主総会議案
 - （2）代表取締役の選定及び解職
 - （3）執行役員の選任及び解任
 - （4）代表取締役等の後継者計画
 - （5）前各号を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
 - （6）その他、前各号に関して指名諮問委員会が必要と認めた事項
- 4 報酬諮問委員会は、以下の事項について審議し、取締役会へ提言を行う。
 - （1）取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の報酬に関する事項
 - （2）前号を決議するために必要な基本方針、規則及び手続等の制定、変更、廃止
 - （3）その他、前各号に関して報酬諮問委員会が必要と認めた事項

第6章 株主との対話

（株主との建設的な対話に関する方針）

第28条 株主・投資家との双方向の建設的な対話を促進し、当行の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、以下の方針を定める。

- （1）IRを担当する経営企画本部長が、株主との対話に係る業務全般を総括し、適切な情報共有など対話を補助する他部署との緊密な連携を確保する。
- （2）株主総会や個別面談以外に、株主や機関投資家向けの決算説明会等を定期的で開催し、株主・投資家とのより緊密なコミュニケーションの充実に努める。
- （3）株主・投資家との対話において把握された当行に対する意見や懸念をとりまとめ、その重要性や性質に応じて、適宜、経営陣や取締役会に報告する。
- （4）株主・投資家との対話に際しては、「内部者取引（インサイダー取引）の未然防止」「フェア・ディスクロージャー・ルール」に関する行内規程等に従い、情報管理の徹底と適時適切な情報開示に努める。

以上